

『中國21』 Vol.33 括刷
11010年七月三〇日發行
愛知大学現代中国学会

中華人民共和国初期の留学生・華僑帰国促進政策
——中国の対日・対米二国間交渉過程分析を通じて——

王 雪 萍

中華人民共和国初期の留学生・華僑帰国促進政策

——中国の対日・対米二国間交渉過程分析を通じて—— 王 雪萍

はじめに

一九四九年一〇月一日、中華人民共和国（以下、中国）が成立した。建国直後の同年一二月一三日、中国中央人民政府（以下、人民政府）政務院文化教育委員会（以下、文委會）直屬の「辦理留学生回国事務委員会」（以下、辦委會）が発足した。^①二八日には、北京人民廣播電台は留学生对中国への帰国を促し、國家建設への参加を要請する放送を国内外に向けて流した。周恩来人民政府總理も、中国共产党（以下、中共）と人民政府を代表して海外に在住していた留学生に電波を通じて要請した。^②その後、一連の留学生帰国招致方法が発表され、米国、日本、歐州を中心に、

海外に滞在している留学生に対し、帰国招致活動が展開された。^③

また、一九五〇年六月朝鮮戦争勃発後、海外に滞在していた中国人は、中国大陆への帰国を制限されるようになつた。そのため、人民政府は、米、ソ、英、仏、中、五か国による外交會議がジュネーブで開催（一九五四年四月二六日～七月二一日）された際、中国に戻ることを希望した在米華僑及び中国人留学生の帰国を認めるよう、米国と協議した。^④また、一九四九年以降、なお日本に滞在していた留学生・華僑の集団帰国が実現できるようにするために、人民政府は、在華日本人の引揚交渉の場で、留日学生・華僑が在華日本人の引揚船の帰路に乗つて帰国できるよう日本政府に要求した。^⑤

なぜ人民政府は建国前から建国後にかけて、海外に滞在していた中国人の帰国に、これほど力を入れたのか。留学生帰国促進政策の主な目的は、「高級人材」（ハイレベルの人材）を獲得することにあつたのだろうか。本稿の目的は、近年公開された外交部档案資料や、教育部関連資料集、各地方都市の留学生帰国促進に関連する档案資料を基礎に、人民政府の留学生帰国促進政策を実行した目的を解明することにある。本稿が検討する時期は一九四九年から一九五五年までとする。それは、この時期、中国の外交交渉の場で留学生・華僑の帰国に関する交渉を行つたのは、おもに一九五五年までの期間であつたためである。また、一九五六年に中国政府は海外在住のハイレベル知識人に対する帰国キャンペーンを行つたが、それは、おもに⁽⁶⁾国内のハイレベル人材の不足に照準を当てた人材政策であり、外交政策との関連が薄いため、本稿の検討範囲としない。

次に、先行研究について見てみよう。戦後資本主義諸国で勉強していた留学生の中国大陸への帰国については、全

国政協暨北京、上海、天津、福建政協文史資料委員会編

『建国初留学生帰国記事』（中国文史出版社、一九九九年）が最も詳細である。ただし、当時帰国した留学生の回顧録や史料を中心とした資料集としての価値は高いものの、十分な分析を行つたと言い難い。また、許瓊⁽⁷⁾や、沈殿成⁽⁸⁾もこの時期の留学生の帰国過程について論述したが、

一部の留学生、あるいは限られた地域の留学生の個人的な体験を中心に論じたため、留学生の帰国過程と人民政府の政策の全容はまだ十分に解明されていない。

日中戦争時に日本に留学した中国人の帰国に関する研究は、陳焜旺の著書⁽⁹⁾が最も詳しい。しかし、陳の研究は華僑・留学生の日本での運動に主眼を置いたため、中国政府の動向への分析は後景に退いている。

議論を進めるに当たり、一九四九年当時の留学生について定義しておきたい。本稿では、辦委會の定義⁽¹⁰⁾を参考とし、外国の大学（短期大学を含む）で正規生としての学習年数を終了した（卒業できなかつた留学生も含む）中國大陸及び台灣出身の学生を留学生と定義する。華僑については、中國大陸及び台灣から、海外に移住した中国系住民（中国国籍、外国国籍を問わない）を指している。

一 ハイレベル人材政策としての留学生・華僑帰国促進政策の始まり

本格的に中国内戦が始まつた一九四六年から一九五一年の全国統治の確立までの五年の間で、中共は、それまで一部の地域しか支配していなかつた状況から、国土面積世界三位の大國を統治していくことを求められるようになつた。統治地域の拡大につれて、各地域の基層幹部から地方

政府の各部門の管理者まで、数多くの幅広い分野、レベルの人材が必要になつた。しかし、一九四九年時点での中共の党員数は四四八万八千人に過ぎなかつた。⁽¹⁾とくに、一九四九年に入り、中国内戦の戦況は中共側のいわゆる「三大戦役」の勝利をみちびき、中共も全国統治システム構築の具体化を推進し始めた。そこで、中共は内戦終結後の国家建設のために、ハイレベルの人材をより重要視するようになつた。歴史的には中共と中華民国政府（以下、國府）の人才争奪、とくにハイレベルの人材については、⁽¹²⁾日中戦争終了前から、とくに内戦期間中に白熱化していた。⁽¹³⁾こうした人材争奪は、国内にとどまらず、海外に在住していた留学生・華僑までも、国共双方争奪の標的となつたのである。

傅琳の研究によれば、一九四〇年代半ば、國府が派遣した留学生を取り込む目的で、周恩来と董必武の指示を受けた中共中央南方局は、蘇華、徐鳴、賴亞力らに、國府の官費留学試験を受けさせ、米国へ留学させた。彼らの努力により、一九四九年六月一八日、中共の直接指導を受け、全米一三都市に支部を持つ中国人科学技術者組織「留美中国科学工作者协会」（Chinese Scientific Workers' Association in U.S.A. 以下、留美科協）が結成された。以後一九五〇年九月まで、同組織は中国人留学生・科学技術者の中で、親中共の宣伝活動を積極的に展開した。⁽¹⁴⁾

また、中共による海外在住の華僑に対する宣伝は、日中戦争中、中国の抗戦に多大な援助を送つていた海外華僑に對して、早い段階から取り込み工作が始まつていた。その任に當たつていたのは、当時新華通訊社社長の廖承志であつた。⁽¹⁵⁾廖承志の父、廖仲愷は孫文とともに、海外華僑と良好な関係を持つていた。父親の人間関係を活用し、廖承志は海外華僑を含めた国民への宣伝窓口となつて、国民党の政策を批判するとともに、中共の政策を宣伝する任務を担当した。⁽¹⁶⁾

一九四六年一〇月一五日に、延安の新華广播電台（中央人民广播电台の前身）を通じて「全世界各地の華僑同胞よ、蒋介石の独裁と売国行為に反対して団結せよ」と題する講演で、自ら華僑出身であることを強調しながら、内戦における国民党及び国民党を支援していたアメリカ政府の行動を批判し、中共への支持を呼びかけた。⁽¹⁷⁾しかし、この段階での華僑工作は、基本的に内戦勝利のための宣伝工作であつた。

中共が、国家建設の人才確保の観点から、海外在住の留学生・華僑へのアプローチを強化し始めたのは、一九四九年春、「三大戦役」の終了後、中国内戦における中共側の勝利が一段と明確になつて以降である。一九四九年四月、プラハで「平和擁護世界大会」が開催され、中共中央は中共代表団に電報を出し、海外に滞在している留学生が早期

帰国できるようにするための活動を行うよう指示した。⁽¹⁸⁾ 一九四九年五月一四日、中国科協香港分会の責任者曹日昌は中共の委託を受け、米国在住の航空工学者の錢學森に手紙を出し、帰国するよう要請した。⁽¹⁹⁾

さらに、一九四九年春以降、中共の北平・天津を含む華北地域に対する実効支配が実現してから、華北高等教育委員会が、その地域に帰国した留学生関連の業務を担当するようになり、さらにその一部の業務（帰国留学生の接待及び職業紹介）⁽²⁰⁾は、中華全国自然科学工作者代表会議籌備会に委託された。この委託を受け、一九四九年八月、中華全国自然科学工作者代表大会が開かれた際、帰国した自然科学院の留学生を世話を目的で、歐米同学会にある事務所で留学生の登録手続きを行うよう決定した。これが、帰国留学生受け入れの本格的な始まりであった。

建国前から、海外在住の留学生の帰国を呼びかけ、さらには受け入れ制度も起動させ、帰国留学生を国家建設の現場に配置するよう手配した中共政権は、建国後、留学生の帰国促進政策を一層制度化し、海外の華僑組織や、留学生組織、大使館、領事館、及び国内の中央各部と委員会、地方政府、地方の基層組織、留学生の家族までも動員して大々的に行う重要事業の一つとなつた。

一九四九年一〇月一日の建国後、全国の帰国留学生に関する業務は、すべて教育部に移管された。さらに、一九

四九年一二月六日、文委會の聯席會議で、留学生の帰国業務を統括する部門の設立が決定された。⁽²¹⁾ 一二月一三日、文委會直屬の辦委會が正式に発足した。⁽²²⁾ 辦委會の任務は、すべての愛國知識分子と團結し、彼らを味方に入れるように努力することであつた。「すべての愛國知識分子」という業務対象は、留学生だけではなく、華僑学生、華僑知識人も含まれていたと考えられる。その結果、辦委會の第二回會議は、華僑事務委員会代表の委員会への参加要請を決定している。⁽²³⁾

辦委會の業務は、三つの組（調査組、招待組、仕事配分組）に分けられていた。具体的な分担は、次の通りである。調査組は、教育部、外交部、情報總署、財政部、新聞總署、全國學聯、共青團中央から派遣された委員によつて構成され、海外にいる留学生の調査宣伝業務などを担当する。招待組は、財務委員會（以下、財委會）人事局、文委會、中央人民政府委員會（以下、政委會）人事局、教育部、華北大學から派遣された委員によつて構成され、帰国した留学生の招待及び教育業務を担当する。仕事配分組は、財委會人事局、政委會人事局、衛生部、文化部、科學院及び教育部から派遣された委員によつて構成され、帰国留学生の就職問題を総括して解決する。⁽²⁴⁾

以上の業務分担や人員構成からも、人民政府における留学生の就職問題を総括して解決する。

以上の業務分担や人員構成からも、人民政府における留学生の就職問題を総括して解決する。

以上の業務分担や人員構成からも、人民政府における留学生の就職問題を総括して解決する。

華僑知識人の調査から帰国後の就職まで、すべて一つの政府部門によつて統括して行われることにより、ハイレベルの人材を確保しようとする中国政府の政治的意図を十分に見出すことができる。

これほどまでハイレベルの人材確保を急いだのは、建国前後の人材不足が背景にあるからであつた。とくに、専門技術を持つハイレベルの知識人の不足が顕著であつた。一部の優秀な科学技術者は、國府によつて台灣へ移住させられたことに加え、内戦を嫌い、留学などの手段で、人材が海外に流出したことの一因であつた。

人材不足の深刻な状況は、中共がソ連への専門家派遣を要求したところからもうかがえる。中国東北地域を事実上支配した一九四八年三月、中共は、この地域の鉄道修復のための専門家派遣をソ連に要請した。これに対し、スターリンは、要請に同意する署名を行い、専門家派遣が六月に実現した。しかし、鉄道関連の専門家だけでは、東北地域の支配及び国家建設というニーズを十分満たせない状況を踏まえ、中共中央東北局書記、東北軍区司令員の林彪は、経済顧問を含む専門家を百名追加派遣するようソ連に依頼した。しかし、スターリンは、中華民国との外交関係がまだ存続していた等の理由から、この要求には応じなかつた。スターリンの拒否回答後も、毛澤東や周恩来、劉少奇など中共中央は数度にわたり、ソ連に専門家の派遣を要望

した。一九四九年八月九日になつて、その要望はようやくソ連側の同意を得られた。⁽²⁵⁾

自然科学の専門家を待望すると同時に、人民政府が、外國の状況を熟知して外國語に堪能な留学生や華僑の帰国を熱望したいま一つの理由は、中國の対外活動における人材採用ルールとも関係があつた。

一九四九年夏、内戦の戦局が決してから、毛澤東は新中國の外交政策方針の一として「另起炉灶」（別にかまど（一家）を築く）を提起した。この方針の対外的な意味は、「旧中國（中華民国）の外交と決別し、国民党政府による外国との外交関係を一切認めず、各国の駐中国外交官はすべて普通の外国僑民と見なす。國家主権を相互に尊重し、領土の保全、平等互恵を基礎に、談判を経て、世界各国と新たな外交関係を結ぶ」ということであつた。⁽²⁶⁾同時に、その原則は、建国後の中国の外国関連業務を担当する「外事工作人員」の起用にも適用された。

一九五三年に帰国した留日華僑の王達祥は以下のように回想している。帰国後、大学への入学を希望していたが、帰国早々、國務院華僑事務委員会の要請を受け、中国共青団中央連絡部で対日民間交流業務担当の職員として勤務することになつた。その原因は、建国後中国の対外活動の人材起用ルールである「另起炉灶」に求められる歴史的な経緯から、中国国内には日本語のできる人材が数多くいた

にもかかわらず、対日活動人材が非常に不足していた理由は、中国の对外活動を「経歴的に問題がなく、家庭の出身も良い」という原則に沿った人材のみで遂行しようとしたためである。その結果、中華民国期の外交官は、旧政府との関係が密接で起用できず、旧滿州や日本占領地域の日本語人材は、日本傀儡政権との関係がネックとなり、新中国の「外事工作人員」として起用することができなかつた。³⁰⁾ 「另起炉灶」に沿つた人材を採用する規定は、今まで公開された中国政府の外交文書には記載されていない。しかし、一九四九年一二月二一日に、中共中央組織部は華南〔分〕局組織部に送つた外交人員の選抜条件に関する電報が規定の存在を傍証するものとしてあげられる。同電報によると、中共中央組織部が要求する外交人員の条件は以下の四点である。(1)政治的に忠実かつ信頼できる、(2)知識が豊富で、外国语ができる、(3)慎重かつ周到であり、政策をきちんと執行でき、上司に服従できる、(4)師・団（連隊）級以上の幹部。³¹⁾

以上の条件からも、「豊富な知識と外国语」という業務に不可欠な条件よりは、「政治的に忠実で信頼できる」という政治的信頼性の条件が絶対基準となつてゐる。建国直後の中国では、国府、日本傀儡政権と関係ない外交幹部の起用を考えたため、戦争中に海外で居住して、国内政治とあまり関係を持たない、中共側の思想を受け入れられる留学

生や華僑を採用する必要性は非常に高かつたと言えよう。その意味で留学生帰国促進政策は、辦委會の設立に象徴されているように、一九四九年一二月に正式に開始された。一九四九年一二月二八日、北京人民廣播電台は国内外に向けた放送で、海外滞在の留学生が帰国して、國家建設に参加することを呼びかけた。³²⁾ 帰国要請を受け、帰国する中国人技術者に対しては、帰国情費を補助する政策も発表された。周恩来總理の帰国情費放送を受け、留学生や華僑学生のなかに、帰国を希望する人が急増した。辦委會設立前の一九四九年八月末から一九四九年一二月初めまでの海外からの帰国留学生は一三二名であったのに対し、辦委會設立後の一九四九年一二月初めから一九五〇年六月末までの間に帰国した留学生の人数は二五一名であつた。³³⁾ 著名な数学者の華羅庚や地質学者の李四光も、この時期に帰国している。³⁴⁾ 一九五〇年六月、留美科協はシカゴで年次大会を開催した。その中心的な議事内容はハイレベルの科学技術者の帰国促進であつた。会議後の同年後半には、米国在住の中国人留学生の帰国情ブームが展開するにいたつた。³⁵⁾

二 朝鮮戦争と在外中国人留学生・華僑 帰国問題の政治的変容

建国直後に順調な滑り出しを見せた海外留学生の帰国情促

進政策は、朝鮮戦争によつて思いがけない難関に直面した。

建国直後、当初米国は国共内戦における国民党敗北の最大の要因が国民党政権の無能と腐敗にあつたとして、中共政権の承認を模索し始めるほど、対中柔軟姿勢を示した。こうした米国の対応は、国内外における人民政府への期待を高めた。しかし、一九四九年一一月から一九五〇年一月にかけ、中共政権下の中国で、米国外交官への暴行や嫌がらせが発生し、一九五〇年二月に「中ソ友好同盟条約」³⁷が締結されると、米国の対中姿勢は変化した。

一九五〇年五月一五日、米国議会では、在米中国人の安全を守ることを理由に、中国人永住者の居留費用を補助することを決定した。さらに、米国政府は中国人留学生のための補助金を出し、米国での滞留を推奨した。³⁸米国のこれらの政策について、中国外交部は中国人留学生や華僑の共産主義中国への帰国を阻止する意図があつたと分析している。

朝鮮戦争が勃発した二日後の一九五〇年六月二七日、米国は朝鮮戦争への介入を発表した。米軍を中心とした国連軍の参戦を受け、ソ連と中国は北朝鮮への支持を表明した。³⁹このような立場の相違から、米国の反共姿勢は一層強まつた。その状況下で、米国各地の親中共の学生団体、中国人留学生、知識人は警察によつて監視、事情聴取され

たり、出国の自由を制限されるなどの事態が発生した。⁴⁰留美科协が非合法団体とされ、一九五〇年九月一九日にやむなく解散した事態は、在米中国人に衝撃を与えた。一九五〇年八月二三日に帰国しようとした著名な航空工学者の錢學森が米政府に拘留され、さらに九月七日に「機密の科学情報を中国に知らせた」という罪名で逮捕された事件は、とくに衝撃的なものであつた。また、九月一二日には原子物理学者の趙忠堯と留学生の羅時鈞、沈善炯は米国から日本経由で帰国途中、横浜で米軍によつて拘留された。⁴¹

朝鮮戦争の戦況はますます国連軍が優勢になり、一九五〇年一〇月七日、国連軍は三十八度線を越え、朝鮮半島北部へ進攻した。こうした状況を踏まえ、一〇月一三日に中國もついに参戦を決定した。⁴²

朝鮮における米中直接対決を受け、中国人技術者の帰国に対する議論が米国内で広く行われるようになり、彼らの帰国に対する制限がさらに強化された。⁴³一九五一年九月以降、出国申請した理学、工学、医学専攻の中国人留学生全員が米国移民局から「一九一八年五月二二日法令と一九四一年一月一四日第二五二三号大統領公報及び連邦法第七五部第八項の規定により、貴方が出国できないことを命ずる。違反すれば、五千ドル以下の罰金、または五年以下の有期懲役を科する。あるいは同時に二種類の処罰を受けことがある」との命令状を渡された。⁴⁴中国高等教育部の

調査によると、一九五一年一一月の時点で、一六〇名の中国人留学生が帰国申請をしたもの、許可されずに米国での滞在を余儀なくされた。⁽⁴⁷⁾

中国人留学生、華僑、技術者の帰国を阻止する取り組みは、米国国内にとどまらなかつた。米国占領下の日本でも同様な政策が行われた。中華人民共和国建国直後、留日中國人学生の全国組織である中国留日同学總会（以下、同学總会）は、新中國を支持する声明を発表した。⁽⁴⁸⁾ 同学總会は、一九四七年以降から徐々に親中共の学生団体になり、

中国の建国後は親中国の姿勢を明確に打ち出した。その変遷は、一九四七年以降の同学總会の機關紙である『中国留学生報』から、十分読み取ることができる。⁽⁴⁹⁾ 加えて、新中国に対する支持をメディア等で表明した他、同学總会主席の李桂山が一九五〇年三月二十五日に、同学總会を代表して毛沢東國家主席へ手紙を出し、中華人民共和国成立に祝意を示すとともに、同学總会による共産党革命への支持活動を紹介し、留日学生の革命活動への参加意思を表明した。⁽⁵⁰⁾ 同学總会の姿勢にも影響され、当時日本在住の中国人留学生の多くは、親中国の活動に参加し、中国大陆への帰國を熱望するようになつた。⁽⁵¹⁾ 日本から中国大陆へ直接行く客船がないため、人民政府からの呼びかけを受け、外国の貨物船を利用したり、また香港などの他国を経由して帰国する留日学生・華僑が徐々に増加した。⁽⁵²⁾

しかし、朝鮮戦争勃発後、日本政府は、連合国軍最高司令官總司令部（G H Q）の支持の下でレッドページを開始した。華僑や留学生の団体、学校もレッドページの対象となつた。同学總会事務所が中華民国總統府の駐日代表団と日本官憲に検査される事件が発生した。また清華寮、後楽寮、悦来荘などの留日学生・華僑の住居、中華青年会館などの親中国の団体や学生が多く集まる場所は、日本の警察によつて検査され、一部の留学生と華僑が逮捕される事態にまでたちいたつた。⁽⁵³⁾

このような状況下、留日学生・華僑が中国大陆へ帰国するには、複雑な手続きと煩雑な帰国ルートを経由しなければならなくなつた。そのため、留日学生は秘密裏に個別帰国することを余儀なくされた。一九四九年から一九五二年までに帰国した留日学生の人数は一〇二人から三〇〇人程度であつたが、その中には数多くの台湾省籍の留学生・華僑も含まれていた。⁽⁵⁴⁾

帰国促進政策などを通じて、多くの中国人留学生、知識人が帰国の途についたが、それは簡単なものではなかつた。米国やヨーロッパ、日本から中国大陆へ帰国する際、香港経由のルートを選ぶケースが多かつた。しかし、アメリカやイギリス政府は、香港経由の帰国も妨害するようになつた。英連邦の国家や植民地では、中国人に対する香港へのビザ発給を拒否する、中国大陆への入国許可書を持つ

ていなことを理由に、帰国予定の中国人の香港への入国を拒否するなどの措置を講じたのである。⁽⁵⁷⁾

以上のように、米国や日本の中国人に対する出国制限は、技術者や高級知識人にはとくに厳しかった。米国政府は、彼らを通じて共産主義国家の中国に先進技術や情報が流入することを危惧したからである、と中国政府は分析していた。⁽⁵⁸⁾

しかし、より広いコンテクストからみて、台湾省籍の留学生・華僑を含めた留日学生・華僑が中国大陆への帰国を選択した理由として、(1)戦後日本での生活が困難であった、(2)国府の留日学生甄審政策や、浄化政策によつて、留学生・華僑の心を失つた、(3)人民政府及び日本の親中国メディア、団体による宣伝が奏功したという三点が主因であると考えられる。⁽⁵⁹⁾

このような海外留学生・華僑の中国大陆への帰国は、国府側にも危機感を抱かせ、「日本に留学している学生を何とか争取して（台湾に）帰国させる業務」の推進につながつた。⁽⁶⁰⁾

当然のことながら、人民政府は、国府のこのような動きを看過できなかつた。その具体的な対応策は、(1)外国在住の中国人留学生、華僑の状況を調査し、帰国させる可能性を探る、(2)滞在国政府の阻害の前に、帰国する決心が揺るがないように、また新たに帰国したい留学生を増やすため

に、帰国呼びかけや宣伝工作を強める、(3)留学生たちが、帰国できるようにビザの発給方法などについて、外国政府と協議する、この三つに大別できる。

まず、外国在住の中国人留学生の状況に関する調査は、辦委會を設立した直後から、調査組によつて実施され、一九五六年一一月三〇日の辦委會が「國家專家局」に合併されるまで続けられた。⁽⁶¹⁾ 調査方法は、主に国内在住の家族、友人を通じたり、帰国留学生・華僑の紹介、及び国外の親中國団体、学生組織を通じた調査である。調査は主にアメリカ、イギリス、フランスなどの西側先進諸国で行われ、調査内容も留学生組織と個人を分けて、行われた。調査結果には、各国の学生組織の構成、主要機關紙、学生の政治思想状況や留学生の人数、その中で帰国する可能性のある学生の個人的な事項まで記されている。⁽⁶²⁾

次に、海外在住の留学生、知識人を帰国させるための活動である。留学生に対する調査は帰国促進活動に直結するものであつたため、この業務も調査組が担当した。具体的な勧誘方法は、時期によつて多少の違いがみられるが、主に以下の七種類である。

(1)すでに帰国した留学生を通じて、海外に滞在している彼らの友人、親戚の留学生に手紙を出して、帰国を勧める。(2)留学生の家族を通じて、留学生に帰国するよう勧める。(3)科学者、学者、教授を通じて、彼らの友人・知人

である留学生に手紙を出し、帰国を勧める。⁽⁶³⁾ (4)留学生の家族が比較的に多い都市（北京、天津、上海、南京、武漢、広州、重慶など）で留米学生家族連誼会及び座談会を設立・開催し、留学生の状況を調査し、帰国を促す。⁽⁶⁴⁾ (5)国際新聞局刊行物の『人民中国』を広く配布して、宣伝資料として使い、また海外の中国系刊行物を利用して、帰国キャンペーんを行う。⁽⁶⁵⁾ (6)留学生の定期的な帰国観光を実施する。⁽⁶⁶⁾ (7)香港、マカオで留学生家族と留学生の面会を実現させる。⁽⁶⁷⁾

朝鮮戦争前後の時期、米中関係の改善がみられないなか、人民政府は、帰国希望の留学生に中国大陆に戻れるよう、香港政府やインド政府に直接交渉を試み、香港あるいはインドを経由して中国に帰国するルートを確保しようとした。しかし、最終的な問題解決には、当事者である留学生・華僑が滞在している国の政府との直接交渉が不可避であった。

以上のように、より多くの海外在住の中国人留学生・華僑の帰国を実現するため、人民政府が多面的に活動していたことがうかがわれる。

しかし、国内の人材育成に少しづつ成果が出始め、一部帰国華僑・留学生に適切な就職先を斡旋できなくなつたことから、一九五七年ハイレベルの人材以外の華僑、留学生の帰国を促進しないとの決定以降も、台湾省籍あるいは少

数民族の留学生・華僑の帰国促進活動が行われたのは、「共産主義中国」の良好なイメージづくりという目的もあつたためであろう。⁽⁶⁸⁾ こうした点を総合すると、朝鮮戦争後、資本主義諸国在住の中国人留学生・華僑の帰国促進政策は、単なる人材獲得の範疇を越え、むしろ台湾の國府どちらが「正義」であり、中国を代表する「正当な政府」であるかをめぐる政治的正統性獲得の一形態に発展したと言えよう。

三 中国残留日本人の帰国交渉過程と 留日学生・華僑の「帰国交渉」

すでに述べた通り、朝鮮戦争前後の時期、留日学生・華僑の中国大陆への帰国はGHQと日本政府によつて厳しく制限された。そのため、一九四九年八月から一九五〇年六月までに帰国した留日学生の人数はわずか一四名で、同時に米国から帰国した留学生の三一〇名に比べ、小規模であった。⁽⁶⁹⁾ 多くの留日学生を帰国させるため、一九五〇年六月一八日、中華全国学生聯合会は留日学生に対する帰国要請の手紙を同学總会に送付した。⁽⁷⁰⁾ その内容は、人民政府部門を代表して留学生に帰国して祖国の建設に参加するよう呼びかけたものであった。その後、一部の留日学生には「教育部帰国留学生招待處」から帰国要請書が直接送付さ

れた。その要請書には「中華人民共和国は貴方及び他の留学生が帰国して祖国の社会主義建設事業に参加することを歓迎する」と書かれていた。人民政府からの呼びかけを受け、留日学生は個別に帰国を始めた。⁽²²⁾

この間、米国政府は台湾の中華民国を正統政府として承認したが、朝鮮戦争の勃発後は、中華人民共和国を封じ込める方針を固め、対日講和交渉から人民政府を排除する態度を明確にした。日本と中国の講和問題は、サンフランシスコ条約交渉から排除され、単独で行わなければならなかつた。そのため、日本政府は米国の圧力を受けるなかで、國府との講和を選択し、一九五二年四月二八日両国政府は台北で「日華条約」（「日本国と中華民国との間の平和条約」）に調印した。⁽²³⁾「日華条約」の締結に対し、人民政府はただちに声明を出し、中国を代表する政府としての反対姿勢を表明した。⁽²⁴⁾

サンフラン시스コ条約発効以降も、日本政府は國府との外交関係を継続し、人民政府との間には外交関係がない状態が続いた。日本との関係打開と国交関係の樹立は、建国後の人民政府における重要外交課題の一つであつた。⁽²⁵⁾その解決策として推進されたのは、「以民促官」（民間交流を以つて、政府間関係を促進する）という政策であつた。⁽²⁶⁾

建国直後の中国は、日本との間に民間交流でさえ、非常に困難な状況に置かれていた。その打開策として、日本国

民が広く希望していた日中貿易と中国残留日本人の帰国という二つの課題を推進していた。とくに、中国残留日本人の帰国をめぐる中國側の努力は、日本の対中世論を動かす重要な要素となつた。⁽²⁷⁾そこから、留日学生・華僑の帰国問題も、中国残留日本人の帰国交渉に組み込んで、解決を図るようになる。

戦後海外残留日本人の引き揚げは、日本にとって戦後処理の重要な課題の一つであつた。一九五〇年四月末までに六二四万余りの在外日本人の帰還を実現することができたもの、国共内戦により、中共支配地域に多数の残留日本人が取り残され、その数は人民政府や日本政府の推計によると、三万名から四万名強とみられていた。⁽²⁸⁾こうした状況に対し、日本国内では中国からの引揚促進運動が高揚し、日本政府や日本赤十字社、国連や国際赤十字などを通じた運動が展開されていくこととなつた。⁽²⁹⁾

一九五〇年夏、国際会議の場で日本赤十字社長島津忠承と中国紅十字社会長李徳全の会談が実現し、日本側から中国残留日本人の引揚支援について働きかけがあつたものの、中国側から肯定的な回答は得られなかつた。⁽³⁰⁾しかし、一九五二年、廖承志が対日活動を担当することになり、さらに北京飯店に廖承志辦公室を設立し、対日外交に新たな動きがみられるようになつた。⁽³¹⁾同年七月に、毛沢東と周恩来によって、在華日本人の帰国支援事業計画が批准され、

同計画に携わる中国紅十字總会、外交部、公安部及び衛生部などから構成される中央レベルの日僑事務委員会が発足した。⁽⁸⁵⁾

一九五二年一二月一日、人民政府スポーツマンは新華社記者の質問に答える形で、中国残留日本人の人数及び生活状況を発表し、そのうえ、日本の適切な機関あるいは人民団体の代表は、中国紅十字會と連絡し、中国残留日本人の帰国問題について協議することができると述べた。さらに、北京廣播電台を通じて、この方針を日本側に伝えた。⁽⁸⁶⁾問題解決に中国側の積極的な姿勢が明確に示されたと言えよう。

中国からのメッセージに対し、吉田茂政権は、「積極的な措置を使って在華邦人に帰国させる」と即応した。また、日本政府は人民政府が求めていた「三団体（日本赤十字社、日中友好協会、日本平和連絡会）方式」による交渉にも同意した。⁽⁸⁷⁾一九五二年一二月、中国残留日本人引揚に関する事前交渉が開始された。日本政府が引揚船を中国に派遣することが日本国内で報道されると、留日学生や華僑は引揚船を利用した帰国を希望し始めた。そこで、東京華僑總会などの中国関連団体は、一九五二年一二月、留学生・華僑の帰国に求めたのである。この要望を受け、人民政府は中国残留日本人引揚交渉の中で留日学生・華僑の帰

国及び遺骨送還を強く要求するようになった。⁽⁸⁸⁾以上の経緯を経て、相互の国民の帰国問題に関する対等な日中協議が開始されることになったのである。

一九五三年一月二十四日、日本政府と三団体の代表が香港経由で北京に到着した。⁽⁸⁹⁾二月一五日以降、廖承志を團長とする中国紅十字會代表団との間で公式会談は計四回行われ、中国残留日本人の帰国業務に関する「北京協定」が三月五日締結された。⁽⁹⁰⁾三月七日、日本赤十字社などの三団体と中国紅十字會は「日本人居留民の帰国援助問題に関する共同コミュニケ」を北京で発表した。⁽⁹¹⁾その内容は、日本政府は引揚船を中国の天津、秦皇島、上海に派遣し、中国政府は全国各地に居住していた日本人を乗船場所に集める方

式で日本への帰国を実現するというものであつた。⁽⁹²⁾

一連の日本人引揚交渉では、「引揚船が日本から出港する際、帰国希望者の華僑及び遺骨を同乗させて欲しい」との要望が中国側から出された。⁽⁹³⁾日本赤十字社は要望を受け入れ、両者の間で「秘密口頭了解」が成立した。日本政府（外務省）も、この了解を是認した。日中双方の合意に基づき、一九五三年二月二三日、引揚船第一便「興安丸」が舞鶴に入港した。⁽⁹⁴⁾ところが、國府の反対などの理由により、在日中国人の引揚船による帰国は実現できず、留日学生・華僑は抗議活動を展開した。⁽⁹⁵⁾日本の華僑・留学生帰国会議も、中国の華僑事務委員会に対

し、在日華僑及び留学生の状況を説明し、引揚船を使つた帰国への協力を要請した。これに對して、人民政府は、要求実現への協力を約束した。⁽⁹⁴⁾ 他方、日本政府は國府を説得し、國府も一九五三年六月出港予定の第四次引揚船への中國留日学生・華僑の乗船を容認したのである。

こうして、一九五三年六月二七日出港の中国残留日本人引揚船には、五五一名の留日学生・華僑が乗り込むことができた。⁽⁹⁵⁾ それ以降、一九五八年六月二九日に引揚事業が終了するまでの間に、在華日本人引揚船を利用して三七九四名の留日学生・華僑の帰国が実現した。⁽⁹⁶⁾

四 ジュネーブ会議前後における 中国留学生の帰国問題に関する交渉

このように留日学生・華僑の帰国問題は、一九五三年にその緒についた。しかし、中国の留学生帰国促進政策における最大の難関であつた留米学生・華僑の帰国問題は、朝鮮戦争の影響で好転の兆候すら現れなかつた。「中国高等教育部留学生管理司」の調査によれば、一九五三年五月の時点では、すでに人民政府と連絡を取り、帰国の意思を表明していたものの、米国政府の阻害によつて帰国できない留学生の人数は一六〇名に上つた。⁽⁹⁷⁾ 人民政府の調査によれば、この一六〇名以外にも五千人以上の留学生が米国に

残つており、留学生帰国促進政策の対象と位置づけられていた。⁽⁹⁸⁾

留日学生・華僑の帰国と同様、留米学生・華僑の帰国問題の解決も在華米国人の帰還問題と関連させながら解決を図ろうとした。

一九五三年七月二七日、朝鮮人民軍、中国人民志願軍両軍と國連軍の間で「朝鮮停戦協定」が調印され、三年以上も続いた朝鮮戦争の停戦が実現した。一九五四年四月二六日から七月二二日まで、米国、イギリス、フランス、ソ連、中国、朝鮮民主主義人民共和国と大韓民国などの国の代表がジュネーブに集まり、インドシナ問題などに関する討議を行つた。⁽⁹⁹⁾ 中国は、外交部長周恩来を団長とする三六名の訪問団を派遣した。

会議期間中、米中の代表は、中国滯在中の米国人と米国滯在中の中国人の帰国問題について、個別の二国間会談を行つた。中華人民共和国外交部档案館編『中華人民共和国外交檔案選編（第一集）一九五四年日内瓦會議』（世界知識出版社、二〇〇六年）には、二三頁を割いてこの会談の関連档案を掲載している。その資料は、英國代表トレヴェリヤン（Trevelyan）が米国の要請により、米中両国の仲介役を申し出る場面から始まり、中国代表はその仲介に応じる形で会談に臨んだという構図を描いている。中国国内の報道も、会談が英國の仲介かつ米国主導で行われたと述べ

て⁽³⁾いる。しかし、一〇〇四年に公開された外交部档案は、朝鮮問題をめぐる国際會議の開催が現実味を増した一九五三年一〇月には、外交部が在米中国人に関する調査を始めた、と記録されている。外交部档案館で公開されている档案の内、在米中国人留学生の帰国問題関連調査の档案（一九五三年一〇月～一九五四年四月二十五日）は二八巻あり、とくに、一九五四年四月一八日付の外交部の「絶密」（極秘）と記された档案には、米国政府による中国人留学生の抑留、虐待を非難する内容の声明文をジュネーブ會議中国代表團総合組が会議前に準備していたことが明記されている。この档案で指摘した声明文と、一九五四年五月二六日に中国代表團顧問の黃華が米国に抑留された中国華僑及び留学生の問題に関する記者会見の際に発表した声明文の一部は酷似している。したがって、ジュネーブ會議の前から、人民政府が中国人華僑・留学生の帰国問題の解決に向けて、米国と同會議期間中に交渉する準備をしていたことは明白であろう。

ジュネーブ會議開催期間中の一九五四年六月五日から六月二一日にかけて、両国国民の帰国問題に関して、計四回の会談が行われた。米国側の関心は、八三名の中国在留米国人の帰国問題であつた。とくに、その内の三二名は、中國の法律に違反する行為、もしくは中国の領空、領海侵犯で収監されており、彼らの即時釈放と帰国を中国側に強く

求めた。他方、中国側の関心は、一九五〇年以来、米国政府に拒否されていた中国人留学生・華僑の出国許可であつた。

米国側の要求に対し、六月一五日の第三回会談の際、中国側は服役中の米国人の量刑を個別に再検討することに同意した。中国側の要求に対しては、同じく第三回会談において、米国側が出国申請を拒否した中国人留学生・華僑の出国申請を再検討すると約束した。⁽⁴⁾ 続く六月二一日の第四回会談では、在華米国人の個別案件や中国人留学生への通知方法など、具体的な実施方法についての検討に入り、問題解決の基本方針が確認された。

会談は順調に進んだが、ジュネーブ會議期間中に行われた四回の米中会談では、問題解決のための最終合意まで至らず、一九五五年九月一〇日のジュネーブでの米中大使級会談にて、ようやく正式な協議結果が出された。

ジュネーブ會議期間中に結論を出せなかつた一因は、第三回会談で中国側から提示された要求をめぐつてその相違を埋められなかつたことであろう。米国代表のウラル・アレクシス・ジョンソン（Ural Alexis Johnson 以下、ジョンソン）は、一二〇名及びその他の中人の帰国問題を検討するよう米国政府に提案したいと述べたところ、中国代表の王炳南は、以下のように発言し、双方国民の帰国問題に関する共同声明の作成を提案したのである。

「貴方は、中国に居住している米国人の名簿の提出を求め、名簿記載者に早期帰国の機会を与えるよう要求した。逆に我が国は、米国在住の中国人留学生と華僑に帰国の完全な自由を与えて欲しいと要求する。このような情況下で、議論の過程を記した共同声明を起草してもよいと思う。共同声明では、お互いの国に居住している相手国の国民は自分の国に戻る完全な自由を有することを宣言する。我々は、貴方とのような声明を作る用意を十分有している。共同声明を通じて、双方に居住している相手国の国民に、彼らが自分の国に帰る自由と権利を持つていることを周知することができる」。

この提案に対し、ジョンソンは即座に「私は共同声明の原稿に対して同意できるかどうかを疑う。また私はこれが不必要なことだと思う」と発言し、否定的な態度を示した。それでも、王炳南は、共同声明を発表する必要性を主張した。
米国から好意的な回答を得られなかつたにもかかわらず、第四回会談でも、王炳南は会談の三分の一の時間をかけて、この問題について再度言及した。中国側は、すでに以下のような共同声明草案を起草し、米国側に提示している。

「ジュネーブ会議に出席している中華人民共和国代表団とアメリカ合衆国代表団は、ジュネーブで僑民と留学生の

問題をめぐる会談を行つた。双方はともに、各自の政府は、各自の国内に居住し、法律を犯していない相手国の国民と留学生は隨時に帰国する権利を尊重する。これらの国民と留学生が出国し、帰国する権利を尊重するべきである」。

中国側からの共同声明に関する再度の要請に対して、ジョンソンは、「私はすでに説明したが、インドシナ問題を議論する会議で、共同声明を発表するのは、非常に困難である。私は、我々が声明の文章について合意できると思わない。我々は、私が作った声明を発表する予定である。私は、その声明に貴方が考えた内容の主要部分をすでに入れていると思う。もし、貴方は望むなら、類似の声明を発表してもよい。貴方はそのような自由がある」と述べ、共同声明の作成を再び拒否し、別々に声明文を発表することを提案した。

米国側の再度の拒否にもかかわらず、王炳南は「貴方がこのような共同声明を発表することを拒否することに対し、遺憾の意を表す。では、我々はそれを共同の記録の形に作成し、それを双方の僑民及び留学生の問題についての共同了解とするべきである。貴方にぜひこの提案を再度検討してほしい」と述べ、共同声明が無理でも、共同記録または共同了解での発表を提案したのである。王炳南の再三の要求に対しても、ジョンソンは両国が別々に声明と会議記録の形で発表するとの主張を変えなかつた。会談の後半

部分において、王炳南は、共同声明あるいは共同記録の発表という主張に終始したため、ジョンソンは「王先生、これはすでに我々の会談の討論範囲を超えてしまつていて、（中略）我々の会談で予定していたテーマに限つて言えば、終了することについて同意してもらえないか」と述べ、会談を切り上げたのである。⁽¹⁴⁾

このように、共同声明に関する双方の立場は平行線のまま、ジュネーブ会議における米中の二国間会談が終了した。両国国民の帰国問題に関しては、ジュネーブ会議後の七月一五日と二一日にも、米中は引き続き協議を行つたが、結論には至らなかつた。しかし、ジュネーブ会議以外の「中米両国代表会合」の実現そのものは、「中米接触の門を開いた」と評価されている。⁽¹⁵⁾

その後、領事級会談が同年九月二日から行われたものの、ここでも帰国問題の最終決着には至らず、一九五五年八月一日、ジュネーブで米中両国大使級会談が開催された。会談の冒頭、中国側から一名の米国人スパイを釈放すると表明し、米国側は謝意を示した。そして中国側の提案により、双方の僑民の帰国問題が大使級会談の議題として取り上げられた。錢学森を含む在米中国人知識人の帰国問題をめぐる激しいやりとりの結果、米国政府は八月四日に、錢学森の出国を許可する。さらに九月一〇日、両国の僑民帰国問題に関する「中華人民共和国とアメリカ合衆国

両国大使協議に関する声明」が発表され、両国在住の相手國僑民が自由に帰国する権利を有することを宣言した。この共同声明発表を受け、出国申請を拒否されていた一二〇名の在米中国人留学生・華僑の内、一九五五年一一月一〇日までに一〇三名の出国許可が下りたのである。⁽¹⁶⁾

おわりに

建国初期の中国は、向ソ一边倒の政策を貫き、国際的に孤立した状況が続いた。そのため、多くの国々との国交関係をなかなか構築できなかつた。より多くの国と国交を結び、国際的な孤立から脱却することが、建国初期の中国外交における重要課題であつた。外国、とくに資本主義諸国に滞在している中国人留学生や、華僑の帰国も、そのような国際環境下で、外交交渉の重要な議題の一つとなつた。在外留学生の帰国促進政策を遂行するための辦委會には、人材育成・任用を所管する教育部と財委會人事局、政委會の人事局のみならず、外交部、情報總署、新聞總署、文化部といった外交、情報、宣伝部門までも参加した。この点から見れば、留学生の帰国促進政策は単なる人材政策だけではなく、中国の外交、対外政策の一環としての位置づけもうかがえるであろう。中国政府の政策が実を結び、資本主義諸国に滞在し、帰国を希望した中国人留学生・華僑の

多くは帰国することができた。したがって、米国と日本に滯在していた留学生・華僑の帰国促進政策は、資本主義国家に滯在している留学生・華僑の帰国促進政策の一環と位置づけられる。日本に滯在していた留学生・華僑の中国大陆への大量帰国が実現したのも、中国政府が在華残留日本人の帰国交渉の場で、日本政府に対し要求した結果と言えよう。

また、人民政府が外交交渉の場を利用してまで、海外在留の中国人留学生・華僑の帰国を実現したのは、建国直後のハイレベル人材不足の状況を解消したいためだけではなかつた。いま一つ重要な理由は、「外事幹部」の起用ルールである「另起炉灶」の影響で、建国直後の中国では、外国语に堪能であり、専門知識を持つ、かつ経歴上も問題がない人材を確保しにくい状況があつたことである。

中国大陸及び朝鮮半島での戦争が終了した後も、多くの日米の国民と捕虜が中国に残された。同時に、米国と日本の国内にも多くの中国人留学生と華僑が残されていた。相手国からの自国民の帰国を実現するためには、日米との直接交渉が不可避であつた。したがつて、中国にとつて一連の交渉は、孤立した外交状況を突破する契機にもなつたのである。

また、中国政府が、西側陣営に在住している留学生・華僑の帰国促進政策を、台湾の国民党政権を意識して実施し

ていたことも、档案史料にもとづき解説できた。つまり、建国間もない中華人民共和国の国家イメージ向上を図るためにも、西側諸国在住の留学生・華僑の帰国を促進する必要があつた。腐敗した国民党政権が統治する台湾に帰国するのではなく、新しい共産主義政権の中国大陆への帰国、とくに台湾籍の留学生・華僑の帰国は人民政府にとっては、大きな政治的意義を有するものであつた。

人民政府は、ジュネーブ会議が開催された際、中国に戻ることを希望した在米華僑及び中国人留学生の帰国を認めよう、米国と協議した。一連の外交交渉が成果をあげ、一九五五年に錢學森を含めた一部の在米中国大学者、留学生の帰国が実現した。また、一九四九年以降、なお日本に滞在していた留日学生・華僑の集団帰国が実現できたのも、人民政府が、在華日本人の引揚交渉の場で、留日学生・華僑が在華日本人の引揚船に乗つて帰国できるよう日本政府に要求した成果である。こうした人民政府の政策展開によつて、一九四九年から一九五四年までの間に、教育部に登録されただけでも、一四二四名の中国人留学生が資本主義国家から帰国した。

ジュネーブにおける米中両国の共同声明に関する交渉の過程から見れば、中国側は、在米中国人の帰国を最優先課題としつつ、米国と異なり、具体的な帰国方法や連絡方法などについての議論にそれほど時間を取らずに、米国と対

等な立場で、共同声明を出すことにはかなりの労力を費やしたことかがわかる。そこには、ジュネーブ会議の場で、米中

両国による独自の声明文を出すことによって、中国の外交的成果を誇示したいという意図もうかがえる。共同声明文の発表により、中国は米国と対等に会談できる立場であることを内外に示すことができるからである。また、これは「平和五原則」にいう「平等互恵」（平等互惠）の外交方針と合致している。こうした方針があるからこそ、米国や日本の中の国民の帰国問題のみについての交渉では、平等な関係を示すことができないため、米国と日本に居住している中国人留学生・華僑の帰国問題とセットで交渉する必要があつた。

米中両国による共同声明の発表に最後まで固執した中国側には、米中関係の改善を宣言したいとの思惑があつたと考えられる。とくに強調すべき点は、ジュネーブ会議期間中に両国国民及び留学生の帰国問題に関する交渉しか、米中両国間で実施された直接会談はなかつたということである。また、それが米中大使級会談の開催につながり、一九五五年九月、最終的に米中両国の共同声明の発表にこぎつけた。以上の分析を総合すると、「中国人留学生・華僑の帰国問題」に関する会談は、新中国の対米外交におけるひとつ、しかし重要な二国間交渉の端緒を切りひらいた突破口になつたと評価できよう。

注

〈1〉 中央教育科学研究所編『中華人民共和国教育大事記 1949-1982』教育科学出版社、一九八四年、六頁。

〈2〉 許瓈「奔向光明的時刻——記建国前後の留学生回国潮」留学生叢書編委會編『中国留学史萃』中国友誼出版公司、一九九二年、九八一一一頁。

〈3〉 丁儆・傅君詔「回憶“留美科協”」全國政協暨北京、上海、天津、福建政協文史資料委員會編『建国初留学生歸國記事』中國文史出版社、一九九九年、三一三頁。董寧川「巴黎中國學生會情況」、同右書、三三三五—三四三頁。陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』日本僑報社、一〇〇四年、一〇八頁。

〈4〉 「中、美關於僑民及留学生回国問題的會晤」中華人民共和国外交部档案館編『中華人民共和国外交檔案選編（第一集）一九五四年日内瓦會議』世界知識出版社、二〇〇六年、三七九—四〇一頁。

〈5〉 拙論「留日学生の選択——〈愛國〉と〈歴史〉」劉傑・川島真編『一九四五年的歴史認識——〈終戦〉をめぐる日中対話の試み』東京大学出版会、二〇〇九年、一〇二—一二二二頁。

〈6〉 前掲拙論「留日学生の選択」。

〈7〉 前掲許「奔向光明的時刻」。

〈8〉 沈殿成主編『中国人留学日本百年史 1896-1996』遼寧教育出版社、一九九七年。

- 〔9〕 前掲陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』。
- 〔10〕 「政務院文教委員會辦理留学生回国事務委員會第一次會議(會議記錄)」李滔主編『中華留学教育史錄』——一九四九年以後高等教育出版社、二〇〇〇年、六一九頁によると、辦理留学生回国事務委員會における帰国留学生業務の担当範囲(一九五〇年三月)は、(1)国内外の短期大学以上の学校を卒業し、さらに學習を目的とする出国者、(2)大學学部以上の教育機關を卒業した帰国華僑、(3)国内の高校を卒業してから外国の大学の正規學習年数を終えたが、卒業できなかつた者、(4)大学卒業後、外国で就職した者、となつてゐる。
- 〔11〕 家近亮子編『增補版 中国近現代政治史年表』一八〇〇
〔12〕 一〇〇三年』晃洋書房、二〇〇四年、五八頁。
- 〔13〕 岳慶平主編『中南海三代領導集體与共和國科教史錄』上卷、中國經濟出版社、一九九八年、一一二一頁。
- 〔14〕 傅琳「留米科協成立始末」『北京党史研究』一九九八年第二期(總第一〇九期)、四〇—四五頁。
- 〔15〕 任貴祥『華僑与中国民族民主革命』中央編譯出版社、二〇〇六年、二七九—四三四頁。
- 〔16〕 鐵竹偉『廖承志伝』人民出版社、一九九八年、一七四一—八一頁。
- 〔17〕 「廖承志文集」編輯弁公室編・安藤彦太郎監訳『廖承志文集』徳間書店、一九九三年、一七六—二二八頁。
- 〔18〕 国家教委外事司『教育外事工作歷史沿革及現行政策』北京師範大學出版社、一九九八年、二八—三三頁。
- 〔19〕 前掲許「奔向光明的時刻」劉珊珊『建國前後國內輿論環境与留美歸國潮的互動』李喜所主編『留学生与中外文化』南開大學出版社、二〇〇五年、三三二—三四九頁。
- 〔20〕 前掲李滔主編『中華留学教育史錄』三一四頁。
- 〔21〕 「自然科學工作者代表大會籌備委 東北參觀團返平該會開始登記帰国自然科学界留学生」『人民日報』一九四九年八月三一日。
- 〔22〕 前掲李滔主編『中華留学教育史錄』四頁。
- 〔23〕 前掲中央教育科學研究所編『中華人民共和國教育大事記』1949-1982』六頁。
- 〔24〕 前掲李滔主編『中華留学教育史錄』四頁。
- 〔25〕 前掲「政務院文教委員會辦理留学生回国事務委員會第二次會議(會議記錄)」。
- 〔26〕 「留学生回国事務委員會簡則及會議記錄」(中華人民共和国外交部檔案、122-00108-02、一九五〇年九月二六日—一九五一年二月二一日)。
- 〔27〕 沈志華『蘇聯專家在中国(1948-1960)』新華出版社、二〇〇九年、一一四八頁。
- 〔28〕 裴堅章主編『中華人民共和國外交史(第一卷)』1949-1956』世界知識出版社、一九九四年、二一三頁。
- 〔29〕 外事工作人員とは、海外関連業務を担当する職員を意に反対して団結せよ——一九四六年一〇月一五日】前掲

〔廖承志文集〕編輯弁公室編・安藤彦太郎監訳『廖承志文集』一七六—一八三頁。

〔18〕 国家教委外事司『教育外事工作歷史沿革及現行政策』北京師範大學出版社、一九九八年、二八—三三頁。

〔19〕 前掲許「奔向光明的時刻」劉珊珊『建國前後國內輿論環境与留美歸國潮的互動』李喜所主編『留学生与中外文化』南開大學出版社、二〇〇五年、三三二—三四九頁。

〔20〕 前掲李滔主編『中華留学教育史錄』三一四頁。

〔21〕 「自然科學工作者代表大會籌備委 東北參觀團返平該會開始登記帰国自然科学界留学生」『人民日報』一九四九年八月三一日。

〔22〕 前掲李滔主編『中華留学教育史錄』四頁。

〔23〕 前掲中央教育科學研究所編『中華人民共和國教育大事記』1949-1982』六頁。

〔24〕 前掲李滔主編『中華留学教育史錄』四頁。

〔25〕 前掲「政務院文教委員會辦理留学生回国事務委員會第二次會議(會議記錄)」。

〔26〕 「留学生回国事務委員會簡則及會議記錄」(中華人民共和国外交部檔案、122-00108-02、一九五〇年九月二六日—一九五一年二月二一日)。

〔27〕 沈志華『蘇聯專家在中国(1948-1960)』新華出版社、二〇〇九年、一一四八頁。

〔28〕 裴堅章主編『中華人民共和國外交史(第一卷)』1949-1956』世界知識出版社、一九九四年、二一三頁。

〔29〕 外事工作人員とは、海外関連業務を担当する職員を意に反対して団結せよ——一九四六年一〇月一五日】前掲

味する。

〈30〉 王達祥「与祖国同行」『回国五十年——建国初期回国旅日华侨留学生文集』台海出版社、1999年、一四六一五〇頁。

〈31〉 「中組部關於外交人員選派條件的電報」（一九四九年一月二十一日）『建国以來周恩來文稿』第一冊、中央文獻出版社、1998年、七一〇頁。

〈32〉 前掲許「奔向光明的時刻」。

〈33〉 「辦理留學生回國事務委員會工作概要」前掲李滔主編『中華留學教育史錄』一〇一七頁によると、帰國者の元滞在国は、アメリカ、日本、イギリス、フランス、フィリピン、北欧、カナダ、スイス、ベルギー、インド、イタリアである。

〈34〉 「辦理留學生回國事務的工作概況報告」（中華人民共和国外交部档案、122-00108-06、一九五〇年七月二十九日一八月二十一日）。

〈35〉 李學昌主編『中華人民共和國1949-1999事典』上海人此出版社、一九九九年、四一一四三頁。

〈36〉 前掲丁・傳「回憶“留美科協”」。

〈37〉 井口治夫・松田康博「日本の復興と国共内戦・朝鮮戦争」川島真・服部龍一編『東アジア国際政治史』名古屋大学出版会、1997年、一一一一一四三頁。

〈38〉 “Red China Rulers Bid Students Here Return,” *World Telegram*, June 10, 1950.

〈39〉 「美國政府扣留我國留學生問題材料（摘要、有關禁止

中国学生出境的法令」（中華人民共和国外交部档案、111-

0014-01、一九一八年五月二二日—一九五一年一月一日）。

〈40〉 前掲裴堅章主編『中華人民共和国外交史』（第一卷）1949-1956』一八四—一九〇頁。

〈41〉 前掲「美國政府扣留我國留學生問題材料（摘要、有關禁止中国学生出境的法令）」。前掲丁・傳「回憶“留美科協”」。

〈42〉 前掲丁・傳「回憶“留美科協”」。

〈43〉 『國際新聞』一九五〇年九月二六日。前掲李學昌主編『中華人民共和國1949-1999事典』四一一四三頁。

〈44〉 前掲井口・松田「日本の復興と国共内戦・朝鮮戦争」。

〈45〉 *New York Times*, March 9, 1951.

〈46〉 前掲「美國政府扣留我國留學生問題材料（摘要、有关禁止中国学生出境的法令）」。

〈47〉 同上。

〈48〉 前掲陳焜旺主編『日本華僑・留學生運動史』八三頁。

〈49〉 筆者の確認によると、中国留日同学總会の機關紙は一九四七年三月一〇日～一九四七年四月三〇日の名称が『中華民國留日學生旬報』、一九四七年五月一日～一九四八年一月三〇日在『中華留日學生報』、一九四八年五月四日以後の名称が『中國留日學生報』である。

〈50〉 前掲拙論「留日學生の選択」。

〈51〉 「中國留日日本回教總會致毛澤東主席函」（中国外交部档案館叢書、105-00012-01、一九五〇年二月二十五日）。

〈52〉 前掲拙論「留日學生の選択」。

〈53〉 郭平坦・陳富美「建国初期留日学生与旅日華僑帰国状況」前掲『回国五十年』四九八一五一〇頁。

〈54〉 前掲陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』八三一一〇〇頁。なお、戦後初期の台湾及び中国大陆からの留日学生の日本での活動状況や、左傾化していく過程については、川島眞の論文で詳細に論述されている（川島眞「過去の浄化と将来の選択——中国人・台湾人留学生」前掲劉・川島編『一九四五年の歴史認識』三一五一頁）。

〈55〉 前掲郭・陳「建国初期留日学生与旅日華僑帰国状況」によると、出国手続きは東京華僑總会を通じて行われた。

留学生本人が記入した出国申請書を東京華僑總会が中華民國駐日代表団僑務處に提出する。その後、僑務處がGHQ総部に審査書類を提出し、批准してもらう。中国への帰国と記入すると批准されないため、出国目的は香港や台湾あるいは他国への渡航と書かざるを得なかつた。出国申請が批准されても、直接中国に行く定期客船がないため、中国行きの貨物船を待つか、もしくは香港や他国を経由する帰国ルートを探るしかない。故に、費用が非常に高く、時間もかかつた。また出国時の審査もかなり厳しかつた。

〈56〉 「回国参加社会主義建設的留学生情況」前掲李滔主編『中華留学教育史錄』五九一六九頁によると、一九四九年八月から一九五二年一二月までに中国教育部で登録した帰国留日学生は一〇一人である。前掲『回国五十年』四九八一五一〇頁と前掲陳焜旺主編『日本華僑・留学生運動史』一一一頁の資料によると、一九五三年前までに帰国した留

日学生・華僑の人数は二〇〇人程度である。

〈57〉 「閔于英國和美國阻難中國留學生回國案的報告及處理事（中文、英文）」（中華人民共和国外交部档案、118-00356-05、一九五〇年一月二四日—六月一七日）。

〈58〉 「美國阻止留學生回国的有關文件」（中華人民共和国外交部档案、111-00108-09、一九一八年五月二二日—一九五四年五月一七日）。

〈59〉 「美國政府扣留我國留學生問題材料（美國扣留我國留學生的弁法及主要事實）」（中華人民共和国外交部档案、111-0014-01、一九五〇年一月二一日—一九五四年三月二十五日）。前掲川島「過去の浄化と将来の選択」。前掲拙論「留日学生の選択」。

〈60〉 前掲川島「過去の浄化と将来の選択」。

〈61〉 「爭取我國在國外留學生和學者回国服務」前掲李滔主編『中華留学教育史錄』五一七〇頁。

〈62〉 「閔于留學生問題第一次總結報告」（中華人民共和国外交部档案、122-00108-03、一九五〇年一月二一日—一月二一日）。

「國外留學生國別與學科統計表」（中華人民共和国外交部档案、122-00108-07、一九五〇年九月五日）。「閔于

爭取在資本主義國家留學生歸國的工作報告」（中華人民共和国外交部档案、111-00125-06、一九五三年五月二二日）。

〈63〉 「高等教育部閔于爭取尚在資本主義國家的我國留學生回国工作的通知」前掲李滔主編『中華留学教育史錄』二四一五一五頁。

〈64〉 「閔于爭取留學生回国的布置通知」（中華人民共和国外

文部档案、111-00235-04、一九五六年九月八日)。

〈65〉 前掲「政務院文教委員會辦理留學生回國事務委員余第

二議會議(會議記錄)」。前掲「閩于留學生問題第二次總結

報告」。前掲招諭「留日學生の選択」。

〈66〉 「一九五七年爭取資本主義國家留學生工作計劃」(中華

人民共和国外交部档案、111-00251-02、一九五七年一月一

四日—八月一〇日)。

〈67〉 前掲「閩于英國和美國阻難中國留學生回國案的報告及

處理事(中文、英文)」。「閩于爭取道印度返國的歐美留學

生人數、走法等事」(中華人民共和国外交部档案、110-

00083-02、一九五一年六月八日—六月一一日)。「閩于歐美

留學生擬經印度返國交涉事」(中華人民共和国外交部档

案、110-00083-03、一九五一年七月一九日—九月一九日)。

〈68〉 前掲「一九五七年爭取資本主義國家留學生工作計劃」。

〈69〉 「外交部、中僑委閩于少數民族華僑工作問題給我駐印

度、巴基斯坦、阿富汗使館的電報」(中華人民共和国外交

部档案、118-00664-01、一九五六年七月一一日)。「台灣在

西德留學生要求回國事」(中華人民共和国外交部档案、

110-00845-03、一九五九年一〇月八日—一〇月一九日)。

〈70〉 前掲「辦理留學生回國事務的工作概況報告」。

〈71〉 前掲陳焜旺主編『日本華僑・留學生運動史』一〇八

頁。

〈72〉 前掲郭・陳「建國初期留日學生與旅日華僑歸國狀況」。

前掲陳焜旺主編『日本華僑・留學生運動史』一〇八頁。

〈73〉 陳肇斌・增田雅之・池田慎太郎「中國分斷後の國際情

勢と日米安保改定」前掲川島・服部編『東アジア國際政治史』一一一四—二六八頁。

〈74〉 前掲裴堅章主編『中華人民共和国外交史(第一卷)1949-1956』一五七—一五八頁。

〈75〉 吳學文「風雨陰晴——我所經歷的中日關係」世界知識出版社、一〇〇一年、一七頁。前掲裴堅章主編『中華人民共和国外交史(第一卷)1949-1956』六一七頁。

〈76〉 王仲全・孫煥林・趙自瑞・紀朝欽『当代中日民間友好交流』世界知識出版社、一〇〇八年、一一二頁。

〈77〉 前掲裴堅章主編『中華人民共和国外交史(第一卷)1949-1956』六一七頁、一五八—一六五頁。

〈78〉 前掲王・孫・趙・紀『当代中日民間友好交流』一四頁。大澤武司「在華邦人引揚交涉をめぐる戰後日中關係——日中民間交涉における〔三〕固体方式を中心として」

『アジア研究』Vol. 49, No. 3 | 1001 | 年七月、五四一七〇頁。

〈79〉 前掲大澤「在華邦人引揚交涉をめぐる戰後日中關係」。

〈80〉 日本赤十字社編『日本赤十字社社史稿』第六卷、日本

赤十字社、一九七一年、一五六頁。

〈81〉 前掲鐵竹偉『廖承志伝』二二八頁。

〈82〉 前掲大澤「在華邦人引揚交涉をめぐる戰後日中關係」。

〈83〉 前掲王・孫・趙・紀『当代中日民間友好交流』一四頁。

〈84〉 前掲大澤「在華邦人引揚交涉をめぐる戰後日中關係」。

〈85〉 吳日煥「一九五〇年代日中・日台關係の構造——在日

華僑・遺骨送還交涉における〔三〕固体方式を中心にして」

『筑波法政』一〇〇六年三月、一五三—一七六頁。郭平垣

「留日同学会引導我們走愛國回國的道路」前掲『建国初留學生帰国記事』四〇五一四一六頁。「旅日華僑、留学生帰国問題有關材料」（中華人民共和国外交部档案、105-00250-02、一九五三年四月一八日—七月四日）。前掲大澤「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係」。

〈86〉 社団法人日中友好協会編『日中友好運動五十年』東方書店、一九〇〇年、四〇五頁。前掲王・孫・趙・紀『当代中日民間友好交流』二五頁。

〈87〉 前掲大澤「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係」。

〈88〉 前掲社団法人日中友好協会編『日中友好運動五十年』四〇五頁。

〈89〉 前掲王・孫・趙・紀『当代中日民間友好交流』一五頁。

〈90〉 前掲「旅日華僑、留学生帰国問題有關材料」。

〈91〉 前掲吳「一九五〇年代日中・日台關係の構造」。前掲郭「留日同学会引導我們走愛國回國的道路」。前掲大澤「在華邦人引揚交渉をめぐる戦後日中関係」。

「國府側と微妙な関係 日本政府も送還は希望」『朝日新聞』一九五三年五月一一日。

〈92〉 前掲社団法人日中友好協会編『日中友好運動五十年』四〇五頁。

〈93〉 「帰れぬ中国人」『朝日新聞』一九五三年五月九日。前掲郭「留日同学会引導我們走愛國回國的道路」。

〈94〉 前掲「旅日華僑、留学生帰国問題有關材料」。前掲郭平坦「留日同学会引導我們走愛國回國的道路」。「國家の協力求む 帰国希望者大会」『朝日新聞』一九五三年五月二

三日。「中国人代表押掛く 帰国問題で外務省へ」『朝日新聞』一九五三年六月六日。

〈95〉 「國府、了解の模様 在日中国人の送還 すべて日赤の手で」『朝日新聞』一九五三年六月一日。「中国人送還する 政府、日赤に一切を委す」『朝日新聞』一九五三年六月七日。

〈96〉 前掲王・孫・趙・紀『当代中日民間友好交流』一五頁。〈97〉 「帰国船出港年月日、人数」前掲『回国五十年』五一一一五一一頁。

〈98〉 「部分被扣留学生名单」前掲李滔主編『中華留学教育史錄』四六頁。

〈99〉 「日内瓦會議期間我發言人黃華向新華社、塔斯社、路透社、美聯社等通訊社的記者發表關於美國政府無理扣留我僑民和留学生的談話」（中華人民共和国外交部档案、206-00100-12、一九五四年五月二六日）。

〈100〉 前掲王・孫・趙・紀『当代中日民間友好交流』一一一一一一九頁。

〈101〉 「中華人民共和國參加日内瓦會議代表團名單 案卷編號：206-Y0001」前掲中華人民共和国外交部档案館編『中華人民共和国外交档案選編（第一集）一九五四年日内瓦會議』一五頁。

〈102〉 「中國政府代表團在日内瓦會議期間同美國政府代表團的鬭爭」前掲李滔主編『中華留学教育史錄』五三一五八頁。

〈103〉 前掲「中、美閩于僑民及留学生回国問題的会晤」三七

九一四〇一頁。

的談話記錄（第四次）」。

〈104〉「閩于美國政府扣留我留學生的材料」（中華人民共和國外交部檔案、111-00125-03、一九五三年一〇月一日—一〇月三十一日）。「美國政府扣留我留學生問題材料（已歸國留學生反映美國留學生狀況」（中華人民共和國外交部檔案、111-00114-05、一九五三年一月一日—一九五四年一月三十日）」。

〈105〉「參加日内瓦會議中國代表團總合組在會前擬寫的閩于美國政府扣留虐待我國留學生發言」（中華人民共和國外交部部檔案館、206-00053-05、一九五四年四月十八日）。

〈106〉「黃華閩于政府無理扣留中國僑民和留學生問題對記者發表的談話」前揭中華人民共和國外交部檔案館編《中華人民共和國外交部檔案選編（第一集）一九五四年日内瓦會議》三八〇—三八一頁。

〈107〉前揭「中、美閩于僑民及留學生回國問題的会晤」。

〈108〉「日内瓦會議期間中國美國閩于留學生和僑民問題的談話記錄（第三次）」（中華人民共和國外交部檔案、206-00099-04、一九五四年六月十五日）。

〈109〉「日内瓦會議期間中國美國閩于留學生和僑民問題的談話記錄（第四次）」（中華人民共和國外交部檔案、206-00099-05、一九五四年六月二十一日）。

〈110〉前揭「中、美閩于僑民及留學生回國問題的会晤」。

〈111〉前揭「日内瓦會議期間中國美國閩于留學生和僑民問題的談話記錄（第三次）」。

〈112〉前揭「日内瓦會議期間中國美國閩于留學生和僑民問題

〈113〉傅琳「建國初留美學生回國潮」《炎黃春秋》一九九七年八月、五九—六二頁。

〈114〉前揭裴堅章主編《中華人民共和國外交史（第一卷）1949-1956》111四一—111四二頁。前揭傅琳「建國初留美學生回國潮」。

〈115〉「美國通知我國準許一批留學生回國及給艾森豪威尔和哈馬舍爾德寫信要求回國的留學生回國情況表」（中華人民共和國外交部檔案、111-00124-02、一九五五年一月一〇日）。

〈116〉「辦理留學生回國事務委員會呈請批准辦理留學生回國事務委員會簡則」前揭李滔主編《中華留學教育史錄》五六六頁。

〈117〉「中、美閩于僑民及留學生回國問題的会晤」前揭中華人民共和國外交部檔案館編《中華人民共和國外交部檔案選編（第一集）一九五四年日内瓦會議》三七九—四〇一頁。

〈118〉于富增·江波·朱小玉《教育國際交流与合作史》海南出版社、1100一年、二五頁。

〈119〉前揭拙論「留日學生の選択」。

〈120〉前揭李滔主編《中華留學教育史錄》五九頁。